

2026年6月1日より 入院時の食事負担額が変更になります

2026年6月1日より、入院時の食事療養費の自己負担額が下記のとおり変更になります。全国医療機関共通の値上げとなっており、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	→ 550円
一般（指定難病患者等）	一般（指定難病患者等）	300円	→ 330円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ （※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	
		240円	→ 270円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		190円	→ 220円
該当なし	低所得者Ⅰ （※2）	（※3）	140円 → 160円
		（※4）	110円 → 130円

※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給者

※3 ※4 以外の者

※4 重篤な症状の患者等、指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者

療養病棟に入院している65歳以上の皆さまへ

2026年6月1日より光熱水費の負担が変更になります

ご負担いただく【1日あたりの光熱水費】

対象者	現在 (2025年5月31日まで)	2026年6月1日から
療養病棟に入院している 65歳以上の方	370円	→ 430円

※ただし、指定難病でご入院の方、生活保護受給者、境界層該当者の方については引き続き負担は求められません。